

◎継続的に事業系一般廃棄物を搬入する場合の手続方法

搬入できる者

市内で発生した事業系一般廃棄物を、継続的に排出事業者自らが市の処理施設へ搬入する場合

搬入できる廃棄物

事業系一般廃棄物で、可燃ごみ及び資源ごみに該当するもの

※不燃ごみ・粗大ごみ・危険ごみは、搬入するたびに搬入制限量の確認をする必要があるため、期間を定めた搬入の許可をしません。

搬入許可申請の方法

事前にクリーンセンターに申請し、搬入許可を受ける必要があります。

※令和6年4月1日からの事業系一般廃棄物の搬入許可申請については、令和6年2月1日（木）から受け付けます。

1. 提出先

防府市クリーンセンター管理棟 電話0835-22-4742

2. 提出書類

「一般廃棄物搬入許可申請書」

添付書類

- ・搬入車両の運転手の運転免許証の写し
- ・搬入車両の自動車車検証の写し

3. 審査及び搬入許可証の交付

内容審査及び事務処理には、通常1～2週間程度かかります。

(許可証交付予定日は、申請時に確認してください。)

4. 廃棄物の搬入

搬入許可証を計量所に提出し、廃棄物の種類ごとに指定された搬入場所に搬入してください。

注意事項

1. 処理施設の搬入基準に適合しないものは搬入できません。
2. 搬入許可証に記載した許可条件を守ってください。可燃ごみを自動排出装置のない（ダンプできない）車両で搬入する場合は、手降ろし指定場所への限定搬入となります。搬入時間等に制限をかける場合があります。
3. 搬入車両の変更等、申請内容に変更がある場合は、その都度申し出てください。
4. 搬入物検査を随時実施します。搬入物検査に協力しない場合、違反ごみの混入があった場合は、持ち帰り指導を行います。